

用語の解説

1 15歳以上人口について

<年齢>

調査月末日現在の満年齢である。

<配偶関係>

戸籍上の届出の有無に関係なく、調査時の状態により区分した。

<世帯主との続き柄>

世帯主の配偶者：世帯主の妻又は夫

その他の親族世帯員：世帯主の配偶者以外の親族世帯員

単身世帯：一人で一戸を構えたり、間借りをして一人暮らしをしている者及び寮、寄宿舍、下宿屋などに住んでいる単身者の一人一人

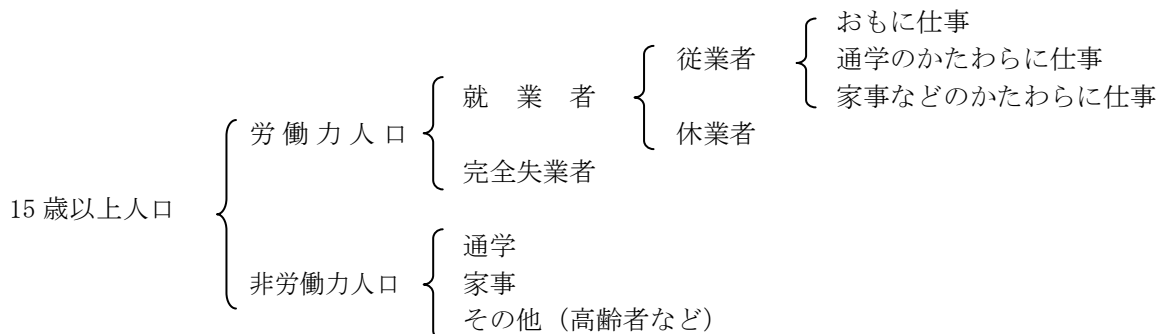
<教育>

調査日現在、学校に在学しているか否かによって「**在学中**」、「**卒業**」及び「**在学したことがない**」の三つに区分し、「在学中」については、「**小学・中学・高校**」、「**短大・高専**」、「**大学・大学院**」に、「卒業」については、「**小学・中学・高校・旧中**」、「**短大・高専**」、「**大学・大学院**」にそれぞれ区分した。

なお、上記各学校と入学資格や在学年数が同等で、これらの卒業に相当する資格が得られるものについては、それぞれ相当する区分に含めた。

<就業状態>

15歳以上人口について、調査週間中の活動状態に基づき、ILO基準に従い次のように区分した。



労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの

就業者：「従業者」と「休業者」を合わせたもの

従業者：調査週間中に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事（以下「仕事」という。）を1時間以上した者。なお、家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする。

休業者：仕事を持ちながら、調査週間中に少しも仕事をしなかった者のうち、

①雇用者で、給料、賃金の支払いを受けている者又は受けることになっている者。

なお、職場の就業規則などで定められている育児（介護）休業期間中の者も、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は休業者となる。雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合も休業者に含む。

②自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者

なお、家族従業者で調査週間中に少しも仕事をしなかった者は休業者とはしないで、完全失業者又は非労働力人口としている。

完全失業者：次の三つの条件を満たす者

①仕事がなく調査期間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない。）

②仕事があればすぐ就くことができる

③調査期間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む。）

非労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者

<職業能力向上の活動状況>

職業能力向上の活動とは、職業の能力向上を目的として行う活動すべてをいう。

「**職業能力向上活動あり**」とは、過去1年間に職業能力向上のための活動を行った、又は、今後活動する予定のある場合をいう。

「**職業能力向上活動なし**」とは、過去1年間に職業向上のための活動を行っていない、又は、今後活動する予定のない場合をいう。

職業能力向上活動の主なもの1つを調査し、過去1年間に行った活動と今後活動する予定のある活動が異なる場合は、過去1年間に行った活動を職業能力向上活動とした。

<雇用保険（失業給付）の受給状況>

雇用保険（失業給付）とは、求職者給付の基本手当、高年齢求職者給付、短期雇用特例求職者給付、日雇労働求職者給付などをいう。

「**近々受給する予定**」とは、雇用保険（失業給付）の受給資格決定後の待機期間中又は給付制限期間中、雇用契約の満了等により、近々給付を受ける予定がある場合をいう。

「**受給資格を満たしていない**」とは、雇用保険（失業給付）の適用を受けていない場合、被保険者期間が足りない場合をいう。

「**その他**」とは、就業している場合、離職をしたが失業の状態にない場合、申請をしないまま受給期間（離職の日から原則1年間）を過ぎた場合などをいう。

<雇用保険（失業給付）の受給期間>

雇用保険（失業給付）を「**現在受給している**」及び「**受給は既に終了したが受給終了後も引き続き仕事を探している**」者について、受給の所定日数を調査した。

所定給付日数とは、公共職業安定所での受給資格決定において決定された「基本手当」の支給を受けることができる最大限の日数をいう。延長給付を受けた場合は、その日数を加えた日数を所定給付日数とした。

「**その他**」には、高年齢求職者給付金、短期雇用特例求職者給付、日雇労働求職者給付金などの受給者が含まれる。

<1か月の収入の種類>

調査月中の収入の種類。2種類以上の収入がある場合は、すべてを調査するとともに、主な収入についても調査した。

賃金・給料：会社、団体、官公庁、個人商店などに雇われている人が、その勤め先から得ている、給料、賃金、賞与、役員手当などの収入

事業収入：個人商店などのように個人経営の事業から得られる収入や、自営の医師、弁護士、文筆家などの収入。内職収入（家庭で行う賃仕事から得ている収入）も含まれる

財産収入：家賃・地代・利子・配当など

家賃・地代：家賃・間代・地代・権利金・小作料など、所有している家屋や土地の賃貸料などの収入

利子・配当：預貯金・貸金の利子、公社債の利子、株式配当金、著作権・特許権の使用料などの収入

年金・恩給：恩給・老齢年金・障害年金・遺族年金などの公的年金、企業年金などの収入

雇用保険（失業給付）

：求職者給付の基本手当、高年齢求職者給付、短期雇用特例求職者給付、日雇労働求職者給付など

仕送り：別に住んでいる親族や知人からほぼ定期的に送られてくる生計費

収入なし：調査月中に収入がないこと。年間契約などで、年俸として1年間の収入をまとめて得ている場合で、調査の1か月間に収入がない場合や、農業などの自営業で、年間を通して収入を得ている場合で、調査の1か月間に収入がない場合も含まれる

その他：上記以外の収入。経常収入以外の一時金（受贈金、退職金）や農林業収入、社会保障給付（公的年金、雇用保険（失業給付）以外）、各種保険の取金などが含まれる

2 就業者について

調査週間中に二つ以上の仕事に従事した者は、主に従事した仕事について分類した。

<就業者の属性>

産 業：就業者について、調査週間中、その者が実際に仕事をしていた勤め先・業主の主な事業の種類（調査週間中、「仕事を休んでいた」者については、その者がふだん仕事をしている勤め先・業主の事業の種類）を日本標準産業分類（平成5年10月の第10回改訂による分類）に基づいて分類した。

ただし、統計表中の「農林業」とは日本標準産業分類における「農業」と「林業」とを合わせたもの、また、「非農林業」とは「農業、林業」以外の産業をいう。なお、分類不能の産業は便宜上、非農林業に含めた。

職 業：就業者について、調査週間中、その者が実際にしていた仕事の種類（調査週間中、「仕事を休んでいた」者については、その者がふだんしている仕事の種類）を国勢調査の職業分類に基づいて分類した。

<今の仕事のほかの求職活動>

就業者について、今の仕事のほかに別の仕事を探しているかどうかを調査した。

「探している」及び「近々探す予定」の者については、その理由も調査し、2種類以上の求職理由がある場合は、すべてを調査するとともに、主な理由についても調査した。

なお、求職理由の区分は以下の10種類である。

- (1) 今の仕事は一時的にしている仕事のため
- (2) 今の仕事からの収入が減ったため
- (3) 2以外の理由により追加的収入を得る必要が生じたため
- (4) 生活水準の向上のため
- (5) 自営事業の不振や勤め先事業の先行き不安のため
- (6) 人員整理・勸奨退職、定年・雇用契約満了のため
- (7) 労働条件に不満があるため
- (8) 自分に向いた仕事につきたいため
- (9) 自分又は家族の都合（結婚・出産・家事など）
- (10) その他

<前職の従業上の地位>

前職の従業上の地位について次のように区分した。

自 営 業 主：個人経営の事業を営んでいる者

家 族 従 業 者（自家営業の手伝い）

：自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者

内 職 者：自宅で内職（賃仕事）をしている者

雇 用 者：会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭、個人商店などに雇われて、給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員

なお、会社・団体等の役員を除く雇用者については、勤め先での呼称によって、「**正規の職員・従業員**」、「**パート・アルバイト**」、「**労働者派遣事業所の派遣社員**」及び「**その他**」（契約社員・嘱託を含む）の四つに区分した。

3 完全失業者について

<求職活動の理由>

完全失業者について、仕事を探している理由によって次のように区分している。

定年又は雇用契約の満了：定年や雇用期間の満了による離職失業者

勤め先や事業の都合：勤め先や事業の都合（倒産・人員整理等）による離職失業者

自発的な離職（自分や家族の都合）：自分又は家族の都合による離職失業者

学卒未就職（学校を卒業したから）：学校を卒業して仕事に就くために、新たに仕事を探し始めた者

収入を得る必要が生じたから：収入を得る必要が生じたために、新たに仕事を探し始めた者

その他：上記のどれにもあてはまらない場合で、新たに仕事を探し始めた者

<求職の頻度>

完全失業者について、該当月1か月中に行った求職活動について調査した。

1日のうち、1回でも仕事の紹介を人に依頼したり、公共職業安定所に申し込んだり、新聞の求人広告に応募したりするなど、仕事を探す行為をした場合は1日として数えた。

4 非労働力人口について

<今後の求職活動の予定>

非労働力人口について、今後の求職活動の予定を調査した。

5 世帯主について

<1か月の家計をまかなった収入の種類>

調査月中の家計をまかなった収入の種類。2種類以上の収入がある場合は、すべてを調査するとともに、主な収入についても調査した。

「**預貯金等財産の取り崩し**」とは、実収入以外の収入のことであり、手元に現金が入るが、一方で資産の減少又は負債の増加を生じるものをいう。

「**預貯金等財産の取り崩し**」以外の事項については、**<1か月の収入の種類>**を参照。